

令和6年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 9月25日 (水)			
開 催 場 所	役場2階 第2会議室			
開 催 日 時	令和6年 9月25日 午後 4時 00分 開 会			
	令和6年 9月25日 午後 4時 32分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	6 番	玉城 健次
	2 番	内間 正樹	8 番	米須 清和
	3 番	宮嶋 扶喜子		
	4 番	喜屋武 和徳		
欠 席 委 員 番 号	5 番	大城 正和	7 番	平安山 良也
議事録署名委員	4 番	喜屋武 和徳	6 番	玉城 健次

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 5番 大城 正和(おおしろ まさかず)委員と 7番 平安山 良也(へんざん よしや)委員から欠席の届出がありましたが委員は6名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議がなければ進行)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、4番 喜屋武 和徳（きやん かずのり）委員、6番 玉城 健次（たまき けんじ）委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農業者年金パンフレットの配布について 報告4 農業用施設届書の報告について
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第29号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第30号 非農地証明願いについて 議案第31号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第29号から第32号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが8件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休

		憩をいたします。
		休憩 午後 4 時 4 分 再開 午後 4 時 12 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第29号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第29号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 2 ページから3 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が3名、利用権の設定等をする者、貸付人が3名です。 設定筆数は計16筆、合計面積10,572㎡。使用貸借が1筆、賃貸借が15筆となっております。なお詳細についてはお目通し下さい。 続いて、4 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転1筆、合計面積2,676㎡、売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)
議	長	議案第29号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	議案第29号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議なしと

	認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 30 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第 30 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	(整理番号 1 番について) 写真を見る限り、現況、原野でいいんじゃないかな？非農地については、違反転用でない限り、雑種地というのはないよ。
事務局	わかりました。では、原野に修正をお願いします。
議長	議案第 30 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第 30 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 31 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番との同時申請になっておりますので、併せて審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 31 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。

		お手元の議案書 6 ページから 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 3 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 3 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 3 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 6 年 9 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 3 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	続いて、議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 3 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1

	番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について令和 6 年 9 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして、議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 お手元の議案書 ７ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について令和６年９月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	住宅の一体利用という事であれば、通常は宅地になると思います。
事務局	現況の地目を、宅地に修正お願いします。
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして、議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について説明いたします。 お手元の議案書 ７ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、役所の５００ｍ以内の区域にある第２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について令和６年９月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番から５番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請につ

	いて」整理番号６番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について説明いたします。 お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について令和６年９月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番については異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]